

平成 27 年 10 月 1 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

医師法第 7 条第 2 項の判断等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

医師法第 7 条第 2 項の判断と市の自発的対応

2 質問の要旨

1. 鎌議第 1253 号の答弁により、今後の委託の判断については、先ずは、医師法第 7 条第 2 項に該当するか厚生労働大臣が下してから行う旨の記載を市長は行っているが、それでは、厚生労働大臣の判断は如何か確認をして頂きたい。

又、判断はいつでるのか。そのプロセスは如何か。

2. 医師法第 7 条第 2 項に該当するか否かの判断を鎌倉市は待つとのことだがそもそも厚生労働省が把握していないのではないか。きちんと報告を厚生労働省に対して行うべきだ。如何か。

3. 判断が出るまでの間、また同様に期限切れワクチンを接種しないよう一時的に該当した医院、医師への委託は停止すると共に、市民がその病院に行くか行かないかをきちんと判断できるよう、病院名を公表すべきではないか。如何か。いつまでに行うか。答弁せよ。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 10 月 2 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問の実施の為、又、子供たちの生命に関わる問題の為。)